

## 千早赤阪村立千早小吹台小学校 P T A 規約

### 細則

	新	旧（現行）
<b>第 1 章</b>	<b>役員の選出</b>	<b>役員の選出</b>
<b>第 1 条</b>	<b>役員の選出は次の方法を行う。</b>	<b>役員の選出は次の方法を行う。</b>
1.	全ての会員は、 <u>役員候補者として立候補できる</u> 。但し、役員候補者選出委員会が定める期間内に同委員会に届けるものとする。尚、立候補は本部役員への立候補であり、役職は指定できない。	全ての会員は役員候補者として、立候補できる。但し、役員候補者選出委員会が定める期間内に同委員会に届けるものとする。尚、立候補は本部役員への立候補であり、役職は指定できない。
2.	前項による役員立候補者が定数以上あった時には、役員候補者選出委員会において委員立ち合いの下で <u>抽選を行って役員候補者</u> を選出し、総会で出席者の過半数の賛成を <u>もって承認する</u> 。	前項による役員立候補者が定数以上あった時には、役員候補者選出委員会において委員立ち合いの下、抽選を行い、役員候補者を選出し、総会で出席者の過半数の賛成を持って選出される。
3.	立候補による役員候補者が定数に満たない場合、 <u>残る役員候補は、1家庭3票の投票を行って選出する。その結果は、総会で出席者の過半数の賛成を</u> もって承認する。	立候補による役員候補者が定数に満たない場合、役員候補者は、旧千早小学校校区、旧小吹台小学校校区で別々に投票を行い選出し、総会で出席者の過半数の賛成を持って承認される。但し、旧小吹台小学校校区とは、小吹 68 番地地内の住所とする。
4.	<u>5家庭分の役員候補者枠のうち、新6年児在籍家庭からは、2家庭までの選出とする。ただし立候補受け付けの場合、その条件は適用しない。</u>	旧千早小学校校区と旧小吹台小学校校区に在住する児童数の多い方から役員を3家庭、少ない方から2家庭とする。
5.	役職については、選出された役員候補者での <u>協議を尊重し、役員候補者の同意による方法で</u> 確定するものとする。尚、女性代表以外の役職については、男女問わないものとする。	役職については、選出された役員候補者で協議し、確定するものとする。尚、女性代表以外の役職については、男女問わないものとする。

6.	対象者は、役員未経験者とする。但し、役員経験者とは、 <u>千早小吹台小学校PTAで過去に役員を務め、その際に会議等の事業に年間6割以上出席した者、又は、その家族とする。</u>	対象者は、役員未経験者とする。但し、役員経験者とは、過去に役員を務め、その際に会議等の事業に年間6割以上出席した者、又は、その家族とする。
7.	役員に欠員が生じた時は、 <u>実行委員会での協議によって補充する。</u> 但し、その任期は、前任者の残任期間とし、次期総会において承認を受けなければならない。	役員に欠員が生じた時は、実行委員会が補充する。但し、その任期は、前任者の残任期間とし、次期総会において承認を受けなければならない。
8.	選挙管理業務は、役員候補者選出委員会がこれを行う。	選挙管理業務は、役員候補者選出委員会がこれを行う。
9.	<u>次年度PTA総会開催時まで</u> に役員候補に欠員が生じた場合は、 <u>役員候補者選出委員会を臨時に開いて、対応を協議し、役員候補者の補充を行う。</u>	
第2章	改正	改正
第1条	本細則は、実行委員会において改正することができる。	本細則は、実行委員会において改正することができる。
附則	本細則は平成20年 4月25日から実施する。 平成26年11月16日一部改正 <u>平成28年11月24日一部改正</u>	本細則は平成20年 4月25日から実施する。 平成26年11月16日一部改正

H28. 11. 24 実行委員会（役員候補者選出委員会）にて改正